

第1-45表 踏切道における交通規制の実施状況

(平成12年度末現在)

規 制 種 別	踏 切 種 別			計
	1 種	3 種	4 種	
大型車通行止め	5,072	236	338	5,646
二輪の自動車以外の自動車通行止め	2,012	615	1,767	4,394
車両通行止め	987	291	633	1,911
その他の通行止め	1,552	275	605	2,432
一方通行	657	5	9	671
合 計	10,280	1,422	3,352	15,054

注 警察庁資料による。

保安設備の整備を進めた。

道路の交通量、踏切道の幅員、踏切保安設備の整備状況、う回路の状況等を勘案し、必要な交通規制を実施した（第1-45表）。

4 踏切道の統廃合の促進

踏切道の立体交差化、構造改良等の事業の実施に併せて、近接踏切道のうち、その利用状況、う回路の状況等を勘案して、地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を進めるとともに、これら近接踏切道以外の踏切道についても、同様に統廃合を促進している。その結果、平成12年度末の踏切道の総数は3万6,714箇所と着実に減少している。

5 その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置

踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、必要に応じ、踏切道予告標、踏切信号機、歩行者等のための横断歩道橋等の設置、情報通信技術（IT）の導入による踏切関連交通安全施設の高度化を図るための研究開発等を進めるとともに、車両等の踏切通行時の違反行為に対する指導取締りを積極的に行っている。

また、踏切道通行者の安全意識の向上及び踏切支障時における非常ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図るための広報活動等を推進した。

さらに、踏切の集中的除却を進める等踏切道の

改良を推進するため、踏切対策の重点地区を選定し、関係道路管理者、鉄道事業者、地方公共団体等が連携して緊急的かつ重点的に実施する「踏切道等総合対策事業」を行った。

第5節 救助・救急体制の整備

鉄軌道の重大事故等の発生に対して、避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、主要駅における防災訓練の充実や鉄軌道事業者と消防機関、医療機関、その他の関係機関との連携協調体制の強化を図った。また、早期に応急手当を実施するため、鉄軌道事業に従事する職員の応急手当講習の受講を推進した。

第6節 科学技術の振興等

1 鉄軌道の安全に関する研究開発の推進

(1) 文部科学省における科学技術に関する経費の調整

各省庁の鉄軌道の安全に関する平成14年度の経費について、見積り方針の調整を行った。

(2) 国土交通省関係の研究

ア 気象庁気象研究所等の研究

鉄軌道交通の安全に寄与する気象情報等の精度向上を図るため、気象庁気象研究所を中心に、第1編第1部第2章第8節1(5)ウで述べた研究等、気象・地象・水象に関する基礎的及び応用的研究を行った。

イ 独立行政法人交通安全環境研究所の研究
 超低床車両を用いたLRT (Light Rail Transit)
 システムの高度化を図るため、開発したLRTシ
 ステム評価シミュレータ等を用いて走行システム
 及び運行システムに関する研究を行った。また、
 リニアモータ、永久磁石等の電磁技術を利用した
 鉄道の安全性評価手法に関する研究を行った。こ
 れらのほか、急曲線を走行可能な新しい台車や、
 レールに自動追従する知能化・能動車輪に関する
 基礎的な研究等を行った。

2 鉄軌道の運転事故原因究明のための体制の整備

(1) 鉄軌道事故調査機関の設置

ア 設置の背景

鉄道については、国の組織として常設・専門の
 事故調査機関が設置されていなかったが、営団日
 比谷線中目黒駅構内列車脱線衝突事故等を背景
 に、鉄道の安全確保に対する国民の期待が一層高
 まり、その体制整備が強く求められていたことか
 ら、鉄道事故の原因を究明するための適確な調査
 及び鉄道事故の兆候（重大インシデント）につい
 ての調査を行うため、平成13年10月1日に従来の
 「航空事故調査委員会」が改組され、「航空・鉄
 道事故調査委員会」が発足した。

イ 航空・鉄道事故調査委員会の概要

委員会は、国会の同意を得て任命された委員長
 及び9人の委員により組織され、この下に事務局
 が置かれている（第1-39図）。

委員会の所掌事務のうち鉄道に関するものは、
 次のとおりである。

- ① 鉄道事故の原因を究明するための調査を行
 うこと。
- ② 鉄道事故の兆候（重大インシデント）につ
 いて事故を防止する観点から必要な調査を行うこ
 と。
- ③ 調査結果に基づき、鉄道事故の防止のため
 講ずべき施策について勧告あるいは建議をするこ
 と。
- ④ これらの事務を行うため、必要な調査と研
 究を行うこと。

委員会の調査対象範囲は、列車衝突、列車脱線、
 列車火災事故等の鉄道事故及び鉄道事故の兆候
 （重大インシデント）とした。

(2) 鉄道の運転事故等に係る報告制度の改善

運転事故等の情報をより迅速かつ的確に把握
 し、運転事故・運転事故が発生するおそれがある
 と認められる事態等を調査・分析するための体制
 を整備するため、運転事故等の報告内容の充実及
 び事故速報の対象範囲等を見直し、鉄道事故等報
 告規則等の改正を行った（平成13年10月1日施
 行）。

第1-39図 航空・鉄道事故調査委員会の組織

